

スミリンでんき

太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱

2019年10月1日実施

東京ガス株式会社

スマリンでんきについて

1. 「スマリンでんき」とは、住友林業株式会社（以下「住友林業」といいます。）が東京ガス株式会社（以下「東京ガス」といいます。）の代理人として、住友林業に関係するお客さまに対して申込受付等を実施する電気買取サービスの名称です。「スマリンでんき」による電気の買取りは、「東京ガス太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱」・電気買取料金メニュー定義書・付帯メニュー定義書に基づきます。次頁以下は「東京ガス太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱」（以下「要綱」といいます。）の内容となります。

2. 要綱における電力買取料金メニューについては「スマリンでんき」の名称のもと、該当のお客さまに対して申込受付などを実施いたします。但し、東京ガスの「電力買取料金メニュー定義書」に定める電気料金メニューと同一のものと致します。

3. 要綱Ⅰ（総則）1（適用）（2）の定めにかかわらず、「スマリンでんき」にかかる要綱については、次の地域に適用します。ただし、離島（その区域内において自らが維持し及び運用する電線路が、自らが維持し及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限りません。）は除きます。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。

目次

I 総則	
1.	適用 1
2.	定義 1
3.	単位および端数処理 2
4.	要綱等の変更 3
5.	実施細目 3
II 受給契約	
6.	受給契約および受電側接続検討の申込み 3
7.	受給契約の成立および契約期間 4
8.	電気方式、周波数等 5
9.	契約の単位 5
10.	電力受給の開始 5
11.	電力受給にともなう発電者の協力 5
12.	承諾の限界 6
13.	受給契約書の作成 6
III 電力買取料金メニュー等	
14.	電力買取料金メニュー 6
15.	付帯メニュー 6
16.	オプションサービス 6
IV 料金の算定および支払い	
17.	料金 7
18.	料金の適用開始の時期 7
19.	料金の算定期間 7
20.	受給電力量の算定等 7
21.	料金の支払期日 8
22.	料金の支払方法 8
IV 電力受給	
23.	適正契約の保持 9
24.	立入りによる業務の実施 9
25.	電力受給の停止、制限または中止 9

26.	損害賠償等	9
VI 契約の変更および終了		
27.	受給契約の変更	10
28.	名義の変更等	10
29.	発電者からの受給契約の解約	10
30.	当社からの受給契約の解約等	11
31.	受給契約消滅後の債権債務関係	12
VII 受電方法、工事および工事費の負担		
32.	受電方法および工事	12
33.	工事費負担金等相当額の申受け等	13
VIII その他		
34.	消費税率等変更の場合の取扱い	13
35.	専属的合意管轄裁判所	13
36.	反社会勢力の排除	14
37.	非化石価値等の帰属	14
38.	その他	14
附 則		
1.	実施期日	15
2.	記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置.....	15

I 総 則

1. 適用

- (1) この太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下「本要綱」といいます。）は、一般送配電事業者との接続供給契約における需要者等が、一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備に、再生可能エネルギー買取制度を満了した低圧かつ10kW未満の太陽光発電設備を連系し、自ら消費する電力を除いた電力（当該太陽光発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「受給電力」といいます。）を、発電者として、当社に供給し、当社がこれを受電する場合の契約（以下「受給契約」といいます。）の条件を定めたものです。
- (2) 本要綱は、原則として、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）にある太陽光発電設備にかかる受給契約に適用します。

2. 定義

次の言葉は、本要綱においてそれぞれ次の意味で使用します。なお、本要綱に用いる用語で定めがないものは、原則として、託送約款等に定める意味によるものとします。

(1) 電力受給

発電者が、受給電力を当社に供給し、当社がこれを受電することをいいます。

(2) 託送約款等

一般送配電事業者が定める託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件等にもとづく契約をいいます。

(3) 発電者

当社が託送約款等にもとづき当該一般送配電事業者と締結する発電量調整供給契約における発電者をいいます。

(4) 発電設備等

発電者が設置した発電設備および、二次電池等で放電時の電気的特性が発電設備と同等である設備をいいます。

(5) 再生可能エネルギー発電事業計画

発電者が作成する、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第9条第1項に定める再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画をいいます。

(6) 最大受電電力

当社が受電する電力の最大値（キロワット）で、発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。

(7) 再生可能エネルギー買取制度

原則として、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等およびこれに類すると当社が認めた法令等に定めるところにしたがい、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等で定める調達価格および調達期間を条件として電気事業者等が再生可能エネルギー電気の調達を行なう仕組みをいいます。

(8) 本要綱等

本要綱および本要綱に係る、申込書、メニュー、定義書その他の書面類ならびにその条件等をいいます。

(9) 電力買取料金メニュー

電力買取料金メニュー定義書ごとに定める電力量料金等、発電者から電気を買取るときの料金その他の条件をいいます。

(10) 付帯メニュー

電力買取料金メニューごとに付帯する割増等の条件をいいます。

(11) オプションサービス

当社または当社が委託するサービス提供会社が提供するサービスをいいます。

(12) 買取事業者等

受給契約にもとづき受給電力を買取る事業者等をいいます。

(13) 非化石価値等

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において、非化石電源比率算定時に計上できる価値およびこれを有する電気を取引する際に付随するすべての環境価値をいいます。

(14) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(15) 消費税率

消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

3. 単位および端数処理

本要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 受給契約に係る電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (2) 受給電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

4. 要綱等の変更

当社は、次の場合その他必要がある場合は、民法の規定に従い、発電者の了承を得ることなく、本要綱等を変更することがあります。この場合には、要項等を変更する旨、変更の内容および変更の効力発生日を一定期間当社ホームページ上に掲示または当社が適当と判断したその他の方法によりお知らせします。当該変更後の料金その他の受給契約の条件は、契約期間満了前であっても、変更後の本要綱等によります。

- (1) 託送約款等の変更または再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等の制定もしくは改廃などにより変更が必要な場合
- (2) 本要綱の適用対象が変更となる場合
- (3) 当該一般送配電事業者の系統連系の要件等、技術的な事項または受給契約にかかる手続きもしくは運用上の取扱いについて変更され、当社が必要と判断した場合
- (4) その他、関係法令・条例・規則等の改正により本要綱等の変更の必要が生じた場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合

5. 実施細目

本要綱の実施上必要な細目的事項は、本要綱の趣旨に則り、そのつど発電者と当社との協議によって定めます。

II 受給契約

6. 受給契約および受電側接続検討の申込み

(1) 受給契約の申込み

発電者は、新たに受給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ本要綱等を承認のうえ、次の事項を明らかにして、原則としてそのご本人から、当社所定の様式にて受給契約の申込みをしていただきます。ただし、当社が別途認めた場合については、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、申込みの内容については、当社と発電者との協議により修正していただく場合があります。

- ① 設置場所（受電地点特定番号、供給地点特定番号等を含みます。）
- ② 発電設備等の概要
- ③ 最大受電電力（低圧で連系する場合は除きます。）
- ④ 電気需給契約等の内容
- ⑤ 受給開始希望日
- ⑥ 料金の振込先口座

- ⑦ これまでの売電実績がある場合は、その実績がわかる書類等
- ⑧ 契約者および発電者に関する契約に必要な内容
- ⑨ その他必要な事項

(2) 受電側接続検討の申込み

発電者は、必要に応じて、前(1)の規定に加えて、次の手続きにより、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

- ① 当社は、電力受給にあたり、当該一般送配電事業者に対し、託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者の供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）の申込みをします。なお、発電量調整供給契約等により既に連系されている地点については、受電側接続検討が省略となることがあります。
- ② 発電者は、受給契約の申込みに先立ち、当社所定の申込様式により、受電側接続検討の申込みに必要な事項を明らかにしていただきます。
- ③ 検討結果および調査料相当額
 - イ) 当社は、当該一般送配電事業者の検討結果を受領後、その内容を当社にて確認したのち、当該検討結果を発電者にお知らせします。
 - ロ) 当社は、受電側接続検討の申込みにあたって、当該一般送配電事業者から調査料の請求を受けた場合は、その調査料に相当する額を発電者から申し受けます。

7. 受給契約の成立および契約期間

- (1) 受給契約は、発電者からの申込みを当社が承諾したときに成立します。
- (2) 原則として、申込みがなされる契約の対象となる発電設備等は、再生可能エネルギー買取制度を満了したもので、当該制度による認定から変更がないものとします。変更をとまなう申込み（27 [受給契約の変更] の申込みによるものとし、以下「変更申込み」といいます。）の場合は、発電者の責任において当該一般送配電事業者の託送約款等に定める変更の承諾を得ていただきます。当社は、発電量調整供給契約の申込みに係る当該一般送配電事業者による承諾を確認のうえ、(1)による受給契約の成立前に、変更申込みのうち接続に係る規定に関する申込みを承諾し、このときに、受給契約はその承諾の限りにおいて、一部成立します。
- (3) 契約期間は、次によります。
 - ① 契約期間は、受給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までとします。
 - ② 契約期間満了に先だって発電者または当社から別段の意思表示がない場合は、受給契約は、1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

8. 電気方式、周波数等

電気方式、周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、次のとおりとします。

- (1) 発電者が一般送配電事業者との接続供給契約に属している場合は、その接続供給契約と同一とします。
- (2) 発電者が一般送配電事業者と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約と同一とします。

9. 契約の単位

当社は、原則として、1発電場所につき1受給契約を結びます。

10. 電力受給の開始

- (1) 当社は、発電者の受給契約の申込みを承諾したときには、受給準備その他必要な手続きを経たのち、受給開始日より電力受給を開始します。この場合の受給開始日は、以下のとおりとします。
 - ① 他の受給契約事業者からの切り替えにより電力受給を開始する場合は、原則として、当社所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。ただし、記録型計量器が設置されている場合はこの限りではありません。
 - ② 引越し（転入）等の理由で、新たに電力の受給を開始する場合は、原則として、発電者の希望する日とします。
 - ③ 記録型計量器により一般送配電事業者等が計量する場合は、①の「検針日」を、一般送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日（以下、「計量日」といいます。）と読み替えます。
- (2) 従前の受給契約先事業者および当該一般送配電事業者の都合、非常変災等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた受給開始日に電力受給を開始できないことがあります。

11. 電力受給にともなう発電者の協力

- (1) 当社は、発電者に、託送約款等における発電者に関する事項を遵守していただきます。
- (2) 当社は、託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者から当社が電力受給を制限または中止するために必要な措置を講ずることを求められた場合は、発電者に当該措置を講じていただきます。
- (3) 当社は、必要に応じて、発電者から発電設備等の発電電力量等を記録した受発電日誌等を提出していただきます。
- (4) 当社は、必要に応じて、発電者から発電設備等の発電計画を提出していただきます。

12. 承諾の限界

受給契約の申込みについて、法令、電気の需給状況、発電設備等およびその連系の状況、当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の状況、用地事情、発電者の債務の支払状況その他やむをえない事由がある場合には、当社は、その申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13. 受給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、電力受給に関する必要な事項について、当社所定の様式により受給契約書を作成します。

Ⅲ 電力買取料金メニュー等

14. 電力買取料金メニュー

- (1) 電力買取料金メニューに関する詳細事項は、電力買取料金メニュー定義書にて定めます。
- (2) 電力買取料金メニュー定義書では、適用条件、電力買取料金、適用期間等を定めます。
- (3) 電力買取料金には、受給する電力が持つ非化石価値等の相当額および消費税等相当額を含むものとします。

15. 付帯メニュー

- (1) 受給契約および電力買取料金メニューに付帯して提供する付帯メニューに関する詳細事項は、付帯メニュー定義書にて定めます。
- (2) 付帯メニュー定義書では、付帯メニューの適用条件等を定めます。

16. オプションサービス

- (1) 発電者は、当社または当社が委託するサービス提供会社がオプションサービスを提供する場合に、別途定める規約に従って当該オプションサービスを利用いただけます。
- (2) オプションサービスの適用条件、適用期間等の内容については、その変更や中止等も含めて、当社ホームページ等でお知らせします。

IV 料金の算定および支払い

17. 料金

- (1) 料金は、発電者が選択し当社が承諾した電力買取料金メニューを適用して計算します。
- (2) 料金の単価およびその計算方法その他は電力買取料金メニュー定義書、付帯メニュー定義書によります。
- (3) 契約期間中であっても、関係法令等の改正およびその他の事情により、当社は、民法等の定めに従い、料金の単価およびその算定方法を変更する場合があります。この場合、その変更の実施期日以降の料金は、変更後の料金の単価およびその算定方法によるものとします。

18. 料金の適用開始の時期

料金は、受給開始日から適用します。

19. 料金の算定期間

- (1) 料金は、原則として、料金の算定期間を「1か月」とし、その1か月の受給電力量に基づいて、計算します。
- (2) 料金の算定期間は、前月の電気の計量日から当月の電気の計量日の前日までの期間（以下「計量期間等」といいます。）とし、この期間の受給電力量をもとに、料金を計算します。ただし、電力の受給を開始した場合は、受給開始日から直後の計量日の前日までの期間を、受給契約が消滅した場合は、直前の計量日から消滅日の前日までの期間を、料金の算定期間とします。

20. 受給電力量の算定等

- (1) 受給電力量は、原則として、託送約款等に定める発電者の受電地点に係る30分ごとの発電量調整受電電力量とします。また、料金の算定期間の受給電力量は、30分ごとの受給電力量を、料金の算定期間において合計した値とします。
なお、発電量調整受電電力量は当該一般送配電事業者によって計量され、その計量の結果は、計量日以降に当社に通知されます。
- (2) 発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、託送約款等にもとづき、原則として、当該一般送配電事業者が選定し、かつ、当該一般送配電事業者の所有とし、当該一般送配電事業者が取り付けるものとします。また、当社は、その工事費について当該一般送配電事業者から請求を受けた場合は、その工事費に相当する金額を発電者から申し受けます。
- (3) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した計量の結果を当社所定の方法により発

電者にお知らせします。月ごとの計量日は、発電者の属する区域に応じて当該一般送配電事業者が定めます。

- (4) 当該一般送配電事業者は、計量器の故障や非常変災等の特別の事情がある場合には、月ごとに電気の検針を行わないことがあります。この場合、電気の検針を行わない月については、当該一般送配電事業者があらかじめ定めた電気の検針日に電気の検針を行ったものとします。
- (5) 計量器の故障等によって当該一般送配電事業者が発電量調整受電電力量等を正しく計量できなかった場合、または何等かの事情により当社が発電量調整受電電力量を正しく把握できなかった場合には、発電量調整受電電力量は託送約款等に定めるところにより、原則として、発電者との協議によって定めます。ただし、発電者の責めに帰すべき事由により生じたものであることが明らかな場合における発電量調整受電電力量等はゼロとします。それ以外の場合において、発電者との協議が困難なときは、当社が合理的と認める方法によって定めます。
- (6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合で、その工事費について当該一般送配電事業者から請求を受けたときは、当社は、その工事費に相当する金額を発電者から申し受けます。
- (7) 当社は、算定結果等の料金に関する事項を当社所定の方法により発電者にお知らせします。

21. 料金の支払期日

当社は、特別の事情がない限り、電力買取料金メニュー定義書に記載の支払期日までに発電者に料金を支払うものとします。

22. 料金の支払方法

- (1) 料金は、発電者が指定する金融機関の指定口座への振込みによってお支払いします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
- (2) 指定口座は、原則として、発電者名義とします。
- (3) 料金の支払いは、当社がその金融機関に払込みしたときになされたものとします。
- (4) また、当社は、その払込みを他社に委託や代行させる場合（以下「支払代行者」といいます。）があります。その場合、料金の支払いは、支払代行者がその金融機関に払込みしたときになされたものとします。
- (5) 発電者は、料金その他の債権を、当社に対する債務と相殺することはできないものとします。

IV 電力受給

23. 適正契約の保持

当社は、発電者との受給契約が、電力受給の状態または従前の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の内容に比べて不相当と認められる場合には、発電者の費用と責任において、発電者がなすべき必要な諸手続きを行なうていただき、当社との受給契約の内容について、当社と協議のうえ、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

24. 立入りによる業務の実施

当社および当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電設備等の設置場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、当社または一般送配電事業者が発電者の発電設備等の設置場所に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者の求めに応じ、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- (1) 不正な電力受給の防止等に必要、発電者の発電設備等またはその他電気工作物の確認または検査
- (2) その他本要綱によって、受給契約の成立、変更または終了等に必要業務

25. 電力受給の停止、制限または中止

- (1) 当社は、当社との電気需給契約、一般送配電事業者との電気需給契約もしくは接続供給契約、または託送約款等にもとづく契約の契約上の債務不履行により、電気の供給または託送約款等にもとづく託送供給等を停止する場合には、電力受給を停止します。
- (2) 託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が、電力受給を制限または中止することがあります。
- (3) 当社または当該一般送配電事業者が、電力受給の停止、制限または中止を求めた場合、発電者の費用と責任において、発電者がなすべき必要な措置をすみやかに講じていただきます。

26. 損害賠償等

- (1) 発電者または当社が、この電力受給にともない、その相手方または第三者に対し、自らの責めに帰することのできない事由により損害を与えた場合は、賠償の責を負いません。
- (2) 10（電力受給の開始）(2)によって受給開始日を変更した場合または 25（電力受給の停止、制限または中止）(2)によって当該一般送配電事業者が電力受給を制限または中止した場合で、それが当社の責めに帰することのできない事由によるものであ

るときには、当社は、発電者の受けた損害についての賠償および受給契約に係る債務の履行の責を負いません。

- (3) また、25（電力受給の停止、制限または中止）(1)によって電力受給を停止した場合または 30（当社からの受給契約の解約等）によって受給契約を解約した場合には、当社は、発電者の受けた損害についての賠償および受給契約に係る債務の履行の責を負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めに帰することのできない事由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害についての賠償および受給契約に係る債務の履行の責を負いません。
- (5) 発電者の発電設備の電圧上昇制御機能等の動作によって受給電力量が減少した場合には、当社は、その減少した受給電力量について補償の責を負いません。

VI 契約の変更および終了

27. 受給契約の変更

(1) 次に該当する場合は、あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。

- ① 発電者が、発電設備等の全部もしくは一部の変更を希望される場合、または当該発電設備等の制御方法もしくは配線の変更を希望される場合
- ② その他、新たに再生可能エネルギー発電事業計画の認定を希望される場合

(2) 以下の場合には、適用となる電力買取料金メニュー等が変更となります。

- ① 発電者が適用している電力買取料金メニューから他の電力買取料金メニューへの変更を申し込み、当社がそれを承諾した場合
- ② 当社の付帯メニューを適用している発電者が、その適用条件を満たさなくなった場合

(3) 発電者が受給契約の変更を希望される場合は、II（受給契約）に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものとします。

28. 名義の変更等

相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで当社への電気の供給を行っていた発電者の当社に対する電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力受給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。

29. 発電者からの受給契約の解約

(1) 発電者が受給契約を解約しようとする場合は、あらかじめその解約を希望する日（以下「解約希望日」といいます。）を定めて、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、発電者の申し出をもとに、当該一般送配電事業者に対して、

解約希望日に受給契約を解約するために必要な手続きを行います。

当社は、以下の場合を除き、発電者が申し出た解約希望日を解約日とします。

- ① 当社が発電者の解約の申し出を、実際に受給を廃止した日以降に受けた場合は、原則として受給廃止の措置を講じ受給を廃止した日を解約日とします。
 - ② 当社の責めに帰することのできない事由（災害等不可抗力による場合を除きます。）により受給契約を解約するために必要な措置ができない場合は、受給契約は解約するための措置が可能となった日を解約日とします。
- (2) 他の買取事業者等への切り替えによる解約

発電者が当社との受給契約を解約し、新たに他の買取事業者等へ受給される場合には、当該買取事業者等に対し契約の申し込みをしていただきます。この場合、当該買取事業者等への受給が開始される日を当社との受給契約の解約日とします。なお、当該買取事業者等との契約内容によっては、当社に対し、解約の申し出が必要になることがあります。

30. 当社からの受給契約の解約等

(1) 当社は、次の場合には、受給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨を発電者にお知らせします。

- ① 25（電力受給の停止、制限または中止）(1)によって電力受給を停止された発電者が、当社の定めた期日（当社が解約の原因となる事実の是正を求めた時点から起算し、その際には是正を求める期間を通知します。以下「当社の定めた期日」といいます。）までにその理由となった事実を解消されない場合
- ② 発電者が次のいずれかに該当する場合で、当社の定めた期日までにその事実を解消されないとき。
 - イ) 20（受給電力量の算定等）(2)、同(6)または 33（工事費負担金等相当額の申受け等）(1)に定める債務をその履行期日までに履行いただけない場合
 - ロ) イ) 以外の本要綱によって負うこととなった債務を履行いただけない場合
 - ハ) 他の契約（既に消滅しているものを含みます。）によって負うこととなった債務、および当社に対するこの要綱に定める債務以外の債務を履行いただけない場合
 - ニ) 連系された発電設備等の更新について申込みをされない等、23（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけない場合
 - ホ) 24（立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ヘ) 11（電力受給にとまなう発電者の協力）によって必要となる措置を講じていただけない場合
 - ト) 特段の理由なく受給電力を当社に供給開始しない場合

チ) その他本要綱に反した場合

- ③ 当該一般送配電事業者から託送供給を停止された場合またはその恐れがある事実が判明した場合
 - ④ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てまたは租税滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあつた場合、または私的整理を開始する旨の表明があつた場合
 - ⑥ 支払停止の状態に陥つた場合
 - ⑦ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
 - ⑧ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由があるとき
 - ⑨ 発電者が当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明したとき
 - ⑩ 本要綱等または託送約款、関連法令・条例・規則等に反した場合
- (2) 受給契約は、以下に定めるところにより、発電者へ何らの通知を要することなく終了するものとします。なお、本要綱等において、本項に基づく受給契約の終了は解約に準じるものとし、「終了日」を「解約日」として取り扱います。またこの場合に生じた損害等について、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害等についての賠償および受給契約に係る債務の履行などの責めを負いません。
- ① 発電者が 29（発電者からの受給契約の解約）(1)による通知をせずに、その受給場所から移転し、当社に電気を供給していないことが明らかだと当社が判断した場合。その場合の受給契約の終了日は、電気を供給されていないことが明らかになった後に、当社が電力受給を終了させるための適当な措置を完了した日とします。
 - ② 発電者がその受給場所から移転し電気を供給していないことが明らかだと当該一般送配電事業者が判断した場合。その場合の受給契約の終了日は、電気を供給されていないことが明らかになった後に、当該一般送配電事業者が電力受給を廃止させる措置を完了した日とします。

31. 受給契約消滅後の債権債務関係

受給契約期間中の料金その他の債権債務は、受給契約の消滅によっては消滅しません。

Ⅶ 受電方法、工事および工事費の負担

32. 受電方法および工事

当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して発電者が受給電力

を当社に供給し、当社がこれを受電する方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものとします。

33. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が、当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、電力受給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に発電者から申し受けます。
- (2) 当社が、当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに発電者に対して精算するものとします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている次の設備等については、原則として発電者の負担で施設し、または取り付けていただきます。
 - ① 発電者の発電設備等から当該一般送配電事業者の系統への逆潮流等により生じる当該一般送配電事業者の低圧配電系統の常時電圧変動が、 101 ± 6 ボルト、または 202 ± 20 ボルト内になるようにするための自動電圧調整装置等（自動電圧調整装置等の動作にともない、発電者の発電設備等の出力が抑制される場合があります。）
 - ② 再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第1項第8号チにおいて特定契約電気事業者からの求めに応じ特定契約申込者が出力の抑制を行なうために必要な機器
 - ③ その他当該一般送配電事業者が求める設備等

VIII その他

34. 消費税率等変更の場合の取扱い

消費税法または地方税法の改正により消費税率等が変更となった場合、当社は、当該改正法に則り料金を算定の上、発電者へお支払いします。

35. 専属的合意管轄裁判所

- (1) 本要綱に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。
- (2) 受給契約にかかわる訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

36. 反社会勢力の排除

(1) 発電者及び当社は、受給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 発電者及び当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) 発電者及び当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

37. 非化石価値等の帰属

受給契約にかかる非化石価値等は、全て当社へ帰属するものとします。なお、非化石価値等を当社に帰属させるにあたり、発電者は、当社に必要な協力をするものとします。

38. その他

本要綱に定めのない事項または本要綱により難い特別な事情が生じた場合は、発電者および当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものとします。

附 則

1. 実施期日

本要綱は、2019年8月9日から実施（受付開始）し、2019年11月1日から適用します。

2. 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの受給条件については、19（料金の算定期間）および20（受給電力量の算定等）の定めにかかわらず、次のとおりとします。

料金の算定期間

当月の料金の算定期間は、前月の電気の検針日から当月の電気の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の電気の検針日から翌月の電気の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるものとし、以下「検針期間等」といいます）とします。ただし、当社が電気の受給を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、その受給開始日から直後の電気の検針日の前日までの期間または直前の電気の検針日から消滅日の前日までの期間とします。

- (2) 低圧で受給する場合で、記録型計量器以外の計量器で計量するときの発電量調整受電電力量等については、20（受給電力量の算定等）の定めにかかわらず、次のとおりとします。

移行期間における30分ごとの発電量調整受電電力量

その1か月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます）における30分ごとの発電量調整受電電力量は、移行期間において計量された発電量調整受電電力量を移行期間における30分ごとの発電量調整受電電力量として均等に配分してえられる値とします。ただし、移行期間の発電量調整受電電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において時間帯区分ごとに計量された発電量調整受電電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの発電量調整受電電力量として均等に配分して得られる値とします。

電力買取料金メニュー定義書

【太陽光買取プラン】

2019年8月9日実施

東京ガス株式会社

目次

1	適用期日	2
2	定義	2
3	適用条件	2
4	電力量料金単価	2
5	料金計算方法	3
6	電力買取料金の支払期日等	3
7	適用期間	4
8	太陽光買取プランの定義書の変更および廃止	4

この電力買取料金メニュー定義書【太陽光買取プラン】（以下「太陽光買取プランの定義書」といいます。）は、当社の太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下「電力受給契約要綱」といいます。）にもとづき、発電者から当社が電力を受電するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、太陽光買取プランの定義書に定める単価等の料金やその金額は、全て非化石価値等および消費税等相当額を含みます。

1 適用期日

太陽光買取プランの定義書は、2019年11月1日より適用します。

2 定義

次の言葉は、太陽光買取プランの定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電力受給契約要綱に定義される言葉は、太陽光買取プランの定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 支払い金額

算定された1か月の料金を複数月分まとめ、直後の支払期日までに当社が支払う金額をいいます。

3 適用条件

太陽光買取プランの定義書にもとづく電力買取料金メニュー（以下「太陽光買取プラン」といいます。）は、電力受給契約要綱にもとづき、発電者が再生可能エネルギー買取制度を満了した太陽光発電設備を連系し、自ら消費する電力を除いた電力を当社に供給し、当社がこれを受電する場合のメニューとします。

4 電力量料金単価

1か月の電力量料金の単価は、電力受給契約要綱 20（受給電力量の算定等）(1)に定める当月の受給電力量により、次のとおりとします。

1キロワット時につき	9.5円
------------	------

5 料金計算方法

電力買取料金の計算は、次のとおりとします。

$$\text{電力買取料金} = \text{受給電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

ただし、付帯メニューを適用する場合はその適用条件等を料金計算へ反映します。その場合の適用条件等は付帯メニュー定義書によります。

6 電力買取料金の支払期日等

- (1) 発電者に支払う電力買取料金は、支払い金額を確定させたくえで支払期日までに支払います。
- (2) 支払方法は、電力受給契約要綱 22（料金の支払方法）によります。
- (3) 支払い金額の確定は以下の通りとします。
 - ① 初回の支払い金額は、受給開始日の属する月を1か月目とし、6か月目までの算定された料金を合算し、支払い金額として確定させます。
 - ② 以降、算定された1か月の料金を6か月ごとに合算し、支払い金額として確定させます。
 - ③ 適用される電力買取料金メニューが変更となる場合は、変更月以降は変更後の料金メニューを適用のうえ、引き続き6か月ごとに合算し、支払い金額として確定させます。
 - ④ 電力受給契約が解約または廃止等により消滅した場合は、消滅前の電力受給契約による料金のうち、お支払いしていないもの全額を支払い金額として確定させます。
- (4) 支払期日は、支払い金額の確定に用いた最後の計量日が属する月の、翌々月末日とします。
- (5) (4)の支払期日が日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日および12月30日（以下「当社が定める休日」といいます。）の場合には、その直後の当社が定める休日でない日を支払期日とします。

【参考】

前月	1 ヵ月	2 ヵ月	3 ヵ月	4 ヵ月	5 ヵ月	6 ヵ月	7 ヵ月	8 ヵ月
		支払い対象期間 (6 ヵ月)				期間最後の計量日		支払期日
○	○	○	○	○	○	●		■

7 適用期間

- (1) 太陽光買取プランの適用開始日は、電力受給契約要綱 6 (1) (受給契約の申込み) に定める受給契約のお申込みの場合には、電力受給契約要綱 10 (電力受給の開始) (1) に定める受給開始日とします。
- (2) 太陽光買取プランの適用期間は、(1) に定める適用開始日から適用開始日以降に到来する 4 月の電気の計量日の前日 (以下「満了日」といいます。) までとします。
- (3) (2) に定める適用期間の満了に先だって、太陽光買取プランの変更のお申込みがない場合は、満了日の翌日からその後到来する 4 月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4) (3) にもとづき適用期間を継続する場合において、受給条件が変更となるときは、受給条件の説明等を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

受給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法 (以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により行います。

8 太陽光買取プランの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、太陽光買取プランの定義書を変更する場合には、電力受給契約要綱 4 (要綱等の変更) に準じます。
- (2) 当社は、太陽光買取プランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

以上

付帯メニュー定義書

【代理店プラン】

2019年10月1日実施

東京ガス株式会社

目次

1	適用期日	2
2	定義	2
3	適用条件	2
4	電力量料金単価の割増	3
5	適用期間	3
6	適用廃止	4
7	代理店プランの定義書の変更および廃止	4

付帯メニュー定義書【代理店プラン】（以下「代理店プランの定義書」といいます。）は、代理および取次や媒介等（以下「代理店等」といいます。）により電力受給契約を結ぶ発電者向けに、当社の太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下、「電力受給契約要綱」といいます。）ならびに電力買取料金メニュー定義書（太陽光買取プラン）にもとづき計算される電力買取料金の一部を割増する取扱いを定めたものです。

1 適用期日

代理店プランの定義書は、2019年11月1日より適用します。

2 定義

電力受給契約要綱および電力買取料金メニュー定義書（太陽光買取プラン）に定義される言葉は、代理店プランの定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たす発電者からのお申込みを、当社が承諾した場合に、代理店プランの定義書で定める付帯メニュー（以下「代理店プラン」といいます。）を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

(1)代理店プラン1

- ① 代理店等の建築する戸建住宅に入居する顧客
または
- ② 代理店等が太陽光を設置した戸建住宅に入居する顧客

(2)代理店プラン2

代理店プラン1が適用されない発電者で、次のすべての条件を満たすもの。

- ① 発電者が、代理店等によって当社が供給する低圧の電気を使用する

契約の契約者であり、電気の需給に関する約款にもとづく電気料金メニューが適用されていること。

なお、電力の受給（買取）を開始する時点で、発電者が該当する電気を使用していない場合には、原則として、電力の受給（買取）開始から電気ご使用契約のお申込みまでの日数が30日未満であり、かつ90日以内に電気の需給（ご使用）が開始されていること。ただし、発電者からの申し出により、当社が電力の受給（買取）契約のお申込みと、電気ご使用契約のお申込みを同時に受け付け、承諾した場合に限ります。

- ② 発電者の電力受給契約における受電地点が、原則として、電気ご使用契約における需要場所と同一であること。なお、電気ご使用契約における需要場所は、発電者に適用される当社の電気の需給に関する約款によるものとします。
- ③ 発電者から、電気ご使用契約の情報を添え、代理店プランの適用をお申込みいただくこと。
- ④ 原則として、電力受給（買取）契約と電気ご使用契約の契約者が同一の名義であること。

4 電力量料金単価

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たす発電者からのお申込みを承諾した場合には、発電者の対象となる電力買取料金メニューの電力量料金単価について、以下の金額を加算するものとします。

(1)代理店プラン1

1キロワット時あたり 1.5 円

(2)代理店プラン2

1キロワット時あたり 1 円

5 適用期間

- (1) 代理店プランの適用開始日は、原則として代理店プランが付帯する電力買取料金メニューの適用開始日とします。ただし、発電者が新たに電力受給を開始した後に、3（適用条件）(2)①に定める期間を超えて電気

のご使用を開始した場合には、電気ご使用開始日以降の当社が発電者からのお申込みを承諾した日以降に到来する電力受給の計量日とします。

- (2) 代理店プランの適用期間は、(1)に定める適用開始日から代理店プランが付帯する電力買取料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電力買取料金メニューの適用期間と同じとします。

6 適用廃止

当社は、発電者が、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、代理店プランの適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電力受給（買取）の契約を解約する場合

電力受給契約要綱 29（発電者からの受給契約の解約）または 30（当社からの受給契約の解約等）による解約日

- (2) (1)以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電力受給の計量日

ただし、当該事由発生日の直後の電力受給の計量日までの間に電力受給の契約を解約した場合は(1)で定める解約日とします。

7 代理店プランの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、代理店プランの定義書を変更する場合には、電力受給契約要綱 4(要綱等の変更)に準じます。

- (2) 当社は、代理店プランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

以上

スマリンでんき受給約款

2019年11月1日実施

大阪瓦斯株式会社

目次

I 総 則	1
1 適 用.....	1
2 約款の変更.....	1
3 定 義.....	2
4 単位および端数処理.....	4
5 実施細目.....	4
II 契約の申込み	5
6 電気受給契約の申込み.....	5
7 電気受給契約の成立, 受給開始日および契約期間.....	5
8 受給電気方式, 受給電圧および周波数.....	5
9 財産分界点および保安責任分界点.....	6
10 契約の単位.....	6
11 承諾の限界.....	6
12 電気受給契約書の作成.....	6
III 契約種別および料金	7
13 契約種別および料金.....	7
IV 料金の算定および支払い	8
14 料金の適用開始の時期.....	8
15 料金の算定期間.....	8
16 受給電力量の計量.....	8
17 料金の算定.....	9
18 料金の通知および支払い.....	9
V 電 気 受 給	11
19 適正契約の保持.....	11
20 本発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施.....	11
21 電気受給の停止.....	11
22 電気受給の停止の解除.....	12
23 電気受給の制限または中止.....	13
24 損害賠償等.....	13
25 設備の賠償.....	13
VI 電気受給契約の変更および消滅	15
26 電気受給契約の変更.....	15
27 名義の変更.....	15
28 電気受給契約の消滅.....	15

29	電気受給契約の廃止	15
30	電気受給契約の解約	16
31	電気受給契約消滅後の債権債務関係	17
VII	工事費の負担	18
32	工事費負担金	18
33	受給設備，本発電設備および併設設備の設置等	19
34	計量装置の設置等	19
35	工事費負担金の申受けおよび精算	19
36	受給開始に至らないで電気受給契約が変更または消滅する場合の費用の申受け ...	19
VIII	系統連系の要件等	21
37	電気受給にともなうお客さまの協力	21
38	連系保護装置の整定	22
IX	保 安	23
39	保安等に対するお客さまの協力	23
X	そ の 他	24
40	電気受給契約に関する情報の取扱い	24
41	発電バランシンググループの設定	24
42	非化石価値の帰属	24
43	発電記録等の提出	24
44	専属的合意管轄裁判所	24
45	反社会的勢力の排除	24
	附則	25
1	実施期日	25
	別紙	26
1	スミリンでんき	26

I 総 則

1 適 用

このスマリンでんき受給約款（以下「この約款」といいます。）は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）の適用期間が満了したお客さまの再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー源として太陽光を利用する 10kW 以下の発電設備に限ります。以下「本発電設備」といいます。）を用いて得られた電気のお客さまによる供給および大阪瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）による調達に係る契約（以下「電気受給契約」といいます。）を、住友林業株式会社（以下「住友林業」といいます。）が当社の代理人として、住友林業に関係するお客さまに対して申込受付等を実施するときの条件を定めたものです。

2 約款の変更

- (1) 当社は、次の場合に、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の受給条件は、変更後のスマリンでんき受給約款によります。
- イ 託送供給等約款（3(4)参照）等の変更、または再エネ特措法その他の関係法令等の制定もしくは改廃により変更が必要な場合
 - ロ この約款の適用対象が変更となる場合
 - ハ 送配電事業者（3(3)参照）が電力系統への接続に必要な技術要件を変更した場合
 - ニ 電気受給契約等に係る手続きまたは運用上の取扱いの変更が必要な場合
- (2) 当社は、この約款を変更した場合、変更後のスマリンでんき受給約款を住友林業のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- (3) 当社は、送配電事業者（3(3)参照）の託送料金の改定、電源調達費用の変動その他の理由により料金の変更が必要となる場合は、電気受給契約の期間内であっても、次の手順に従い、電気受給契約における新たな基本料金や電力量料金等の単価を定めることができます。
- イ 当社は、事前に新たな単価およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
 - ロ お客さまは、新たな単価を承諾しない場合は、本適用開始日の 10 日前までに、当社に対して廃止を通知することで電気受給契約を廃止することができます。この場合には、電気受給契約はこの約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもって廃止するものといたします。

ハ ロに定める期限までに、お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは新たな単価を承諾したものとみなし、本適用開始日の直後の検針日（3(13)参照）より新たな単価を適用いたします。

3 定 義

次の用語は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。なお、この約款において用いる用語は、別に定めのない限り、再エネ特措法または託送供給等約款に定める意味によるものといたします。

(1) 電気受給

電気受給契約にもとづき、お客さまが当社に電気を供給し、当社がお客さまからこれを受給することをいいます。

(2) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(3) 送配電事業者

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号、その後の改正を含みます。以下同じといたします。）第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者のうち、受電地点の所在地を管轄する事業者をいいます。

(4) 託送供給等約款

送配電事業者が電気事業法第 18 条に従い定める託送供給等約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。

(5) 休日

日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日および 1 月 4 日、5 月 1 日、12 月 29 日、12 月 30 日をいいます。

(6) 営業日

休日以外の日をいいます。

(7) 発電場所

お客さまが、電気受給に係る再生可能エネルギー電気を発電する場所をいい、託送供給等約款における発電場所に係る規定に準ずるものといたします。

(8) 受電地点

送配電事業者が、当社との発電量調整契約にもとづき、電気受給に係る再生可能エネルギー電気をお客さまから受電する地点をいいます。

(9) 受給電力

お客さまが、本発電設備において発電した再生可能エネルギー電気のうち、当社に供給する電気をいいます。

(10) 受給電力量

受電地点において、当社がお客さまから受給する電気受給に係る再生可能エネルギー電

気の電力量をいいます。

(11) 発電出力

本発電設備の定格発電出力（太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。）をいいます。

(12) 系統連系

本発電設備を送配電事業者が維持および運用する電力系統に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。

(13) 検針日

送配電事業者があらかじめ検針すると定めた日をいいます。

(14) 計量装置

16（受給電力量の計量）において使用する電力量計およびその他計量に必要な付属装置の総称をいいます。

(15) 受給設備

当社または送配電事業者が再生可能エネルギー電気を受電しまたは電気事業を遂行するにあたって必要な全ての電気工作物をいいます。

(16) 併設設備

お客さまが送配電事業者の電力系統へ系統連系する本発電設備以外の自家用発電設備等（二次電池など放電時の電氣的特性が自家用発電設備と同等である設備を含みます。）をいいます。

(17) 解列

本発電設備または併設設備を送配電事業者の電力系統から切り離すことをいいます。

(18) 連系保護装置

系統連系に必要な保護装置またはそれと同等の機能を有する機器、単独運転検出機能または逆充電検出機能を有する機器、解列用遮断装置等により構成され、連系保護機能を実現する装置の総称をいいます。

(19) 事業計画認定

再エネ特措法に定められている国による本発電設備の事業計画に係る認定をいいます。

(20) 認定通知書

事業計画認定が証明できる通知書等をいい、変更認定通知、軽微変更届出を含みます。

(21) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(22) 電気需給契約

当社または当社以外の事業者が、本発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他こ

れに準ずるものに電気を供給するための契約をいいます。

(23) 受給開始日

電気受給を開始した日をいいます。

4 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 発電出力の単位は、0.1 キロワットとし、その端数は切り捨てます。
- (2) 受給電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、当社からお客さまへ支払うものについては切り上げ、お客さまから当社へお支払いいただくものについては切り捨てるものといたします。

5 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、この約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議により定めるものといたします。なお、お客さまには、必要に応じて、送配電事業者と別途協議を行っていただくことがあります。

II 契約の申込み

6 電気受給契約の申込み

お客さまが新たに電気受給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款および託送供給等約款におけるお客さま（発電者）に関する事項を承認のうえ、原則として、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって電気受給契約の申込みをするものとします。なお、お客さまは、電気受給契約の申込みをした後に、次の事項に係る変更を行なった場合は、改めて電気受給契約の申込みをするものとします。

- (1) お客さまの名称、発電場所、受電地点特定番号および連絡先
- (2) 発電場所における当社との電気需給契約の有無
- (3) 本発電設備の公称最大出力または定格出力、インバータの定格出力
- (4) 系統連系に必要な単線結線図等の技術検討資料
- (5) 併設設備の有無または併設設備の定格出力
- (6) 受給開始希望日
- (7) 付近平面図および配線形態
- (8) 料金の振込先口座等の必要事項
- (9) 認定通知書
- (10) その他当社または送配電事業者が確認を必要とする事項

7 電気受給契約の成立、受給開始日および契約期間

- (1) 電気受給契約は、当社がお客さまの申込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 当社は、お客さまの電気受給契約の申込みを承諾したときに、受給開始予定日をお客さまにお知らせし、必要な手続きを経たのち、当該受給開始予定日に電気受給を開始いたします。なお、あらかじめお知らせした受給開始予定日に電気受給を開始できないことが明らかになった場合には、あらためて受給開始予定日をお知らせし、変更後の受給開始予定日に電気受給を開始いたします。ただし、天候、停電その他やむを得ない事由により、電気受給の開始が遅延した場合でも、当社はその責めを負いません。
- (3) 電気受給契約の契約期間は、受給開始日（同日を含みます。）から受給開始日以降最初に到来する3月末日までといたします。契約期間満了に先だつて電気受給契約の消滅または変更がない場合は、別紙に別段の定めがある場合を除き、電気受給契約は、契約期間満了後も1年（4月1日から翌年3月末日まで）ごとに同一条件で継続されるものとし、以後も同様といたします。

8 受給電気方式、受給電圧および周波数

受給電気方式、受給電圧および周波数は、託送供給等約款の定めに従うものといたします。

9 財産分界点および保安責任分界点

財産分界点および保安責任分界点は、託送供給等約款に定めに従うものといたします。

10 契約の単位

当社は、原則として、1 発電場所につき 1 電気受給契約を結びます。

11 承諾の限界

当社は、次の場合において、電気受給契約の申込みをお断りすることがあります。

- (1) 電気事業法第 17 条第 4 項に定める「正当な理由」がある場合
- (2) 同一発電場所において、複数の電気受給契約に係る申込みが行なわれたことにより、当社が、電気受給契約の申込みの承諾が困難と判断した場合
- (3) 当該発電場所において、電気需給契約の申込みを合理的な理由により当社が承諾できない場合
- (4) 当該発電場所において、発電設備系統連系サービスに関する契約（以下「連系契約」といいます。）の申込みを送配電事業者が承諾しない場合
- (5) その他、法令等によってやむを得ない場合または当社もしくは送配電事業者が適当でないと判断した場合

12 電気受給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが必要とされるときまたは当社が必要とするときは、電気の受給に関する必要な事項について、当社所定の様式により、電気受給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

13 契約種別および料金

契約種別および料金は、別紙のとおりといたします。

IV 料金の算定および支払い

14 料金の適用開始の時期

この約款に別段の定めがない限り、料金は、原則として、受給開始日から適用します。

15 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、電気受給を開始した場合の料金算定期間は、受給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、28（電気受給契約の消滅）の場合の料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間とします。
- (2) 送配電事業者が記録型等計量器により計量する場合は、(1)における検針日は、電力量計の値が記録型等計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）と読み替えます。

16 受給電力量の計量

- (1) 受給電力量の計量は、託送供給等約款にもとづき、送配電事業者が毎月行ないます。
- (2) 料金の算定期間における受給電力量は、次の場合および(5)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（電気受給契約が消滅した場合は、原則として、消滅日における電力量計の読みとします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気受給を開始した場合は、原則として、受給開始日における電力量計の読みとします。）の差引きにより送配電事業者が算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものとします。）します。ただし、送配電事業者が記録型等計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みとします。なお、非常変災その他特別な事情がある場合で、送配電事業者が検針を行わなかった場合の受給電力量その他の取扱いは、託送供給等約款の定めに従うものといたします。
- (3) 受給電力量は、原則として、受給電圧と同位の電圧で計量します。
- (4) 当社は、当社が送配電事業者から受領した検針結果をインターネット上での開示その他当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知します。
- (5) 送配電事業者が、計量器の故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、その料金の算定期間の受給電力量は、原則として、託送供給等約款における電力量の協定に係る規定により、当社と送配電事業者との協議によって定めます。ただし、お客さまが計量装置に関する工事（受給電力量の計量に影響を及ぼす工事を含みます。）を行なったために受給電力量を正しく計量できなかった場合は、その料金の算定期間の受給電力量は、原則として、ゼロとみなします。

17 料金の算定

料金は、検針結果にもとづき、電気受給契約ごとに当該電気受給契約の契約種別の料金表を適用して算定いたします。

18 料金の通知および支払い

(1) 当社は、原則として以下のとおり料金を支払うものとします。なお、当社は、料金の支払いに先立ち、書面等当社が適当と判断した方法にて料金を通知するものといたします。

イ 受給開始以降、初回の料金は、受給開始日が属する月を1か月目として、12か月目の月の末日までに前条にもとづき算定済の料金の全額を、12か月目の月の翌月の末日までに支払います。

ロ 2回目以降の料金は、前回の料金の支払期日が属する月を1か月目として、12か月目の月の末日までに前条にもとづき算定済の料金のうち、既にお支払い済のものを除いた全額を、12か月目の月の翌月の末日までに支払います。

ハ 電気受給契約の契約種別の変更に伴い、料金の支払い方法が変更になる場合は、変更前の契約種別の料金表を適用して算定した料金のうち、既にお支払い済のものを除いた全額を、当社が送配電事業者より、当該料金の最後の算定期間の受給電力量を受け取り料金を算定した日が属する月の翌月の末日までに支払います。

ニ 電気受給契約の廃止または解約等に伴い電気受給契約が消滅した場合は、当該電気受給契約における受給電力に係る料金のうち、既にお支払い済のものを除いた全額を、15（料金の算定期間）(1)ただし書きに定める期間の受給電力量を受け取り料金を算定した日が属する月の翌月の末日までに支払います。

(2) (1)の各号に定める支払期日が休日の場合には、その直前の営業日を支払期日といたします。

(3) 料金の支払いは、当社が、お客さまの指定する金融機関口座へ口座振替手続きを実施した日に行なったものとみなします。

(4) 当社は、当社の責めとなる理由により、料金を支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して実際に当社が料金を支払う日に至るまで、料金に対して、年利5%の延滞利息をお客さまに支払うものとします。

(5) 当社およびお客さまは、次のいずれかに該当する場合には、その原因を問わず、料金を以下のとおり精算します。

イ 16（受給電力量の計量）(5)において、お客さまと当社との協議によって定めた値と計量された値が異なる場合、当社またはお客さまは、その料金の差額を支払うものとします。

ロ 17（料金の算定）により適用される料金単価の誤りが判明した場合、当社またはお客さまは、その料金の差額を支払うものとします。

(6) お客さまは、料金その他の債権を、当社に対する債務と相殺することはできないものとします。

V 電 気 受 給

19 適正契約の保持

当社が、お客さまの本発電設備等または併設設備が電気受給契約に定めた内容に反する状態となっているものと判断した場合には、お客さまは、当社の求めに従い、すみやかに電気受給契約を適正なものに変更するために必要な手続きを行なうものとします。お客さまが当社の求めに応じない場合、当社は、当社が合理的に適正と判断する内容および時期にさかのぼって電気受給契約を変更することができるものとし、当社が定める方法で料金の精算を行なうことができるものとします。

20 本発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施

(1) 当社または送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地、建物または本発電設備等の設置場所に当社または送配電事業者の係員（当社または送配電事業者から委託を受けた係員を含みます。）を立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、当社または送配電事業者がお客さまの土地、建物または本発電設備等の設置場所に立ち入ることおよび業務を実施することについて承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示します。

イ 本発電設備等の設置場所内の送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査

ロ 保安上必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務

ハ 不正な電気受給を防止するために必要な本発電設備および併設設備の確認または検査

ニ 計量器の検針または計量値の確認

ホ 21（電気受給の停止）、22（電気受給の停止の解除）、23（電気受給の制限または中止）、28（電気受給契約の消滅）、29（電気受給契約の廃止）もしくは30（電気受給契約の解約）により必要な措置または処置

ヘ その他この約款によって、電気受給契約の成立、変更もしくは消滅等に必要な業務または電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

(2) お客さまは、当社または送配電事業者が(1)の立入りに際し、第三者の土地または建物への立入りを必要とする場合、この立入りに係る当該第三者からの承諾の取得その他のこの立入りに必要な手続き等を実施するものとします。

21 電気受給の停止

(1) 次のいずれかに該当する場合には、当社または送配電事業者は、電気受給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまが送配電事業者の電気工作物を故意に損傷または亡失して、当社または送配電事業者に損害を与えた場合
- (2) 次のいずれかに該当し、当社または送配電事業者がその旨を警告してもお客さまが改めない場合には、当社または送配電事業者は、電気受給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めに帰すべき事由により保安上の危険がある場合
 - ロ お客さまが送配電事業者の設備、本発電設備または併設設備の改変等によって不正に電気受給を行なった場合
 - ハ お客さまが送配電事業者の設備、本発電設備または併設設備の改変等によって不正に送配電事業者の電力系統へ系統連系した場合
 - ニ お客さまが 19（適正契約の保持）にもとづき、電気受給契約を適正なものに変更するために必要な手続きを行なわない場合
 - ホ お客さまが 20（本発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施）にもとづく当社または送配電事業者の係員（当社または送配電事業者から委託を受けた係員を含みます。）の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、または必要な手続き等をすみやかに行なわなかった場合
 - ヘ お客さまが 37（電気受給にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じない場合
 - ト お客さまがこの約款にもとづく電気受給契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
 - チ お客さまに連系契約の停止の措置がとられている場合
- (3) お客さまがその他この約款に反した場合には、当社は、電気受給を停止することがあります。
- (4) 当社または送配電事業者は、(1)、(2)または(3)のいずれかにより電気受給を停止する場合には、送配電事業者の受給設備またはお客さまの電気設備において、電気受給停止のための適当な処置を行ないます。

22 電気受給の停止の解除

21（電気受給の停止）によって、当社または送配電事業者が電気受給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実により当社または送配電事業者に対して支払いを要することとなった債務を支払ったときには、当社または送配電事業者は、次の場合を除き、すみやかに電気受給を再開します。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 午後 5 時から午前 9 時までの時間
- (3) その他特別の事情がある場合

23 電気受給の制限または中止

- (1) 当社または送配電事業者は、次のいずれかに該当する場合には、電気受給を制限し、または中止することがあります。なお、当社または送配電事業者が電気受給の制限または中止を求めた場合、お客さまは、必要となる処置を行なうものとします。
- イ 電気需給契約により電気の供給が中止され、または電気の使用が制限もしくは中止される場合
 - ロ 電気の需給上やむをえない場合
 - ハ 非常変災等により電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
 - ニ 電気工作物に人もしくは物が接触した場合、または接近した人の生命もしくは身体を保護する必要がある場合
 - ホ 送配電事業者が維持および運用する電気工作物の点検、修理等を行なう場合
 - ヘ お客さま以外の者が送配電事業者の電力系統に系統連系するための工事、その他工事上やむをえない場合
- (2) お客さまは、当社または送配電事業者の求めに応じて、電気受給を制限または中止するために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置をすみやかに講じるものとします。

24 損害賠償等

当社またはお客さまは、相手方または第三者に対し、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合、賠償の責めを負うものとします。

なお、次の場合は、当社の責めに帰さない事由とみなします。

- (1) 当社またはお客さまが 7（電気受給契約の成立、受給開始日および契約期間）(2)にもとづき受給開始日を変更した場合
- (2) 当社または送配電事業者が 21（電気受給の停止）により電気受給を停止した場合
- (3) 当社または送配電事業者が 22（電気受給の停止の解除）により電気受給の停止を解除した場合
- (4) 当社または送配電事業者が 23（電気受給の制限または中止）(1)により電気受給を制限または中止した場合
- (5) 29（電気受給契約の廃止）によって電気受給契約が廃止された場合
- (6) 当社が 30（電気受給契約の解約）によって電気受給契約を解約した場合
- (7) 37（電気受給にともなうお客さまの協力）(7)によりお客さまが設置した本発電設備の自動電圧調整機能等が動作し、受給電力量が減少した場合

25 設備の賠償

お客さまは、自らの責めに帰すべき事由により、当社または送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を当

社または送配電事業者に賠償するものとします。

(1) 修理可能な場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 電気受給契約の変更および消滅

26 電気受給契約の変更

- (1) 次のいずれかに該当する場合、お客さまは、その時期を明らかにし、その旨を当社に申し出るものとします。
- イ お客さまが本発電設備または併設設備の全部または一部を変更する場合
 - ロ お客さまが本発電設備または併設設備の制御方法を変更する場合
 - ハ お客さまが本発電設備または併設設備の配線形態を変更する場合
- (2) 当社が(1)の申し出を受け、電気受給契約の変更が必要と判断する場合は、お客さまは、II（契約の申込み）の規定に準じ、すみやかに電気受給契約の変更に必要な手続きを行なうものとします。
- (3) お客さまが当社に対して(1)に定める変更の申し出を行なわなかった場合、または(2)に定める手続きを行なわなかった場合には、当社は、当社が合理的と判断する時期から変更があったものとみなし、当社が定める方法で料金の精算を行なうことができるものとします。

27 名義の変更

相続、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、電気受給契約におけるすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気受給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申し出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

28 電気受給契約の消滅

- (1) 電気受給契約は、29（電気受給契約の廃止）、30（電気受給契約の解約）または契約期間満了（7（電気受給契約の成立、受給開始日および契約期間）(3)により契約期間が更新される場合を除きます。）に伴い消滅します。
- (2) 電気受給契約は、次の場合を除き、原則として、廃止期日、解約期日または満了日に消滅します。
- イ 29（電気受給契約の廃止）の場合で、当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気受給契約は消滅します。
 - ロ 当社または送配電事業者の責めに帰さない事由により電気受給を終了させるための措置を講じることができない場合は、電気受給契約は電気受給を終了させるための措置を講じることが可能となった日に消滅するものとします。

29 電気受給契約の廃止

- (1) お客さまは、発電場所における買取事業者の変更以外の事由により電気受給契約を廃

止しようとする場合、廃止期日を定めて当社に通知するものとします。発電場所における買取事業者の変更により電気受給契約を廃止しようとする場合は、変更後の買取事業者が当社に廃止期日を通知するものとします。当社または送配電事業者は、原則として、お客さままたは変更後の買取事業者から通知された廃止期日に、送配電事業者の受給設備またはお客さまの電気設備において、電気受給を終了させるための適切な措置を講じるものとします。なお、この場合には、お客さまは、必要に応じて当社または送配電事業者に協力するものとします。

- (2) お客さまが当社との電気受給契約を廃止する場合において、当社以外の者と電気受給契約を締結しないときは、お客さまの本発電設備について、お客さまは、お客さまの責任と負担によりすみやかに当社または送配電事業者が再生可能エネルギー電気を受給できないよう必要な措置を講じるものとします。なお、当該措置を講じるまでに当社または送配電事業者が再生可能エネルギー電気を受給しても、当社または送配電事業者は、この対価の支払義務を負いません。
- (3) (2)において、当社または送配電事業者は、原則として、計量装置を撤去します。この場合において、電気需給契約にもとづく電気の需給が困難となったときは、お客さまは、お客さまの責任と負担において、電気の需給ができるよう必要な措置を講じるものとします。

30 電気受給契約の解約

- (1) 次のいずれかに該当する場合で、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらずお客さまがその事実を解消しないときには、当社は、電気受給契約を解約することがあります。なお、この場合には、当社は、その旨および解約期日をお客さまに通知します。
- イ お客さまが 21（電気受給の停止）によって電気受給を停止された場合
 - ロ お客さまが 19（適正契約の保持）に定める適正契約への変更について当社または送配電事業者の求めに応じない場合
 - ハ お客さまが 20（本発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施）にもとづく当社または送配電事業者の係員（当社または送配電事業者から委託を受けた係員を含みます。）の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、または立入りのために必要な手続き等をすみやかに行なわない場合
 - ニ お客さまが 23（電気受給の制限または中止）に定める規定に応じない場合
 - ホ お客さまが 35（工事費負担金の申受けおよび精算）(1)において、当社または送配電事業者が定める期日までに、工事費負担金を支払わない場合
 - ヘ お客さまがこの約款にもとづく電気受給契約によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
 - ト お客さまが特段の理由なく、受給開始日を経過しても再生可能エネルギー電気を当社に供給しない場合

チ その他お客さまがこの約款に反した場合

- (2) (1)により当社が電気受給契約を解約した場合、お客さまは、お客さまの責任と負担において、すみやかに当社または送配電事業者が再生可能エネルギー電気を受給できないよう必要な措置を講じるものとします。なお、当該措置を講じるまでに当社または送配電事業者が再生可能エネルギー電気を受給しても、当社は、この対価の支払義務を負いません。
- (3) お客さまが(2)の措置を講じない場合、当社または送配電事業者は、送配電事業者の受給設備またはお客さまの電気設備において、電気受給契約の解約のための適当な処置を行なうことができるものとします。この場合、お客さまは、当該処置に要した費用を当社に支払うものとします。
- (4) (2)の措置または(3)の処置を講じた場合において、電気需給契約にもとづく電気の需給が困難となったときは、お客さまは、お客さまの責任と負担において、電気の需給ができるよう必要な措置を講じるものとします。

31 電気受給契約消滅後の債権債務関係

電気受給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気受給契約の消滅によっては消滅しません。

Ⅶ 工事費の負担

32 工事費負担金

(1) 電気受給の開始、または本発電設備または併設設備の変更等にともない、当社または送配電事業者が送配電事業者の電力系統に系統連系するために必要な措置として、次に掲げる工事で、受給設備を施設するときには、当社は、原則として、託送供給等約款にもとづき当社が送配電事業者に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

イ 電源線（電源線に係る費用に関する省令第1条第2項（同第3項第2号から第7号までに定めるものを除きます。）に定める意味によります。）の設置または変更

ロ お客さまの本発電設備等と当社または送配電事業者の電気工作物（お客さまが本発電設備等と電氣的に接続を行ない、または行なおうとしている当社または送配電事業者の事業の用に供する変電用、送電用、または配電用の電気工作物をいいます。以下同じ。）の間に設置される変圧器等の電圧の調整装置の設置、改造または取替え

ハ 計量装置の設置または取替え

ニ お客さまの本発電設備等と当社または送配電事業者の電気工作物の間に設置される設備であって、当社または送配電事業者が本発電設備等を監視、保護、もしくは制御するために必要なものまたはお客さまと当社または送配電事業者が通信するために必要なものの設置、改造、もしくは取替え

(2) 電気受給の開始、または本発電設備もしくは併設設備の変更等にともない、送配電事業者の電力系統に系統連系するための必要な措置として、電力系統の増強等、(1)に掲げる工事に他に送配電事業者が受給設備を施設するときには、当社は、(1)の工事費負担金に加えて、その工事費のうち、発電設備の設置にとまなう電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額で、当社が送配電事業者に支払うべき金額を、工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

(3) 発電設備からの出力により、送配電事業者の配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として送配電事業者が受給設備を施設するときには、(2)にかかわらず、当社は、託送供給等約款にもとづき当社が送配電事業者に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

(4) 当社または送配電事業者は、(1)から(3)にもとづいてお客さまに工事費負担金を請求する場合、原則として、当該工事がお客さまを原因者とするものであること、工事の具体的内容およびその理由、工事費負担金として算定した金額およびその算定根拠、所要工期ならびにお客さまにおいて必要となる対策等をお客さまにあらかじめ通知します。

(5) お客さまの希望によって送配電事業者が標準設計をこえる設計で受給設備を施設するときには、当社は、標準設計工事費をこえる金額で、当社が送配電事業者に支払うべき金額を、工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

- (6) 送配電事業者が専用受給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまに支払うものとします。
- (7) お客さまの希望によって送配電事業者が計量装置の取付位置の変更または受給設備の変更等をする場合には、当社は、託送供給等約款にもとづき当社が送配電事業者を支払うべき金額を、工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- (8) 法令による計量装置の取替えに係る費用は、原則として、お客さまの負担とします。

33 受給設備、本発電設備および併設設備の設置等

送配電事業者は、託送供給等約款等の定めにもとづき、受給設備の設置、変更、管理、補修、保安、撤去等を行ないます。また、お客さまは、お客さまの責任と負担において、法令等を遵守して、本発電設備および併設設備の設置、変更、管理、補修、保安、撤去等を行なうものとします。

34 計量装置の設置等

- (1) 計量装置は、発電出力等に応じて原則として送配電事業者が選定し、かつ送配電事業者の所有とし、その設置等は送配電事業者が行ないます。
- (2) 当社または送電事業者は、計量装置の設置場所（計量装置の支持物を含みます。）について、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに計量装置の取付けおよび取外し工事が容易な場所を、お客さまと協議によって決定し、お客さまは、その場所を送配電事業者が無償で提供するものとします。また、計量装置の情報等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用する場合には、送配電事業者は、お客さまの電気工作物を無償で使用できるものとします。

35 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) お客さまは、原則として、32（工事費負担金）にもとづき決定した工事費負担金を、当社または送配電事業者が定める期日までに当社または送配電事業者を支払うものとします。
- (2) 当社およびお客さまは、送配電事業者による設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって実績の工事費用と当初の見積額に差異が生じた場合は、工事完成後すみやかにこれを精算します。
- (3) 当社または送配電事業者は、工事費負担金を申し受けて施設した受給設備の全部または一部を他のお客さまと共用する受給設備として利用することがあります。

36 受給開始に至らないで電気受給契約が変更または消滅する場合の費用の申受け

送配電事業者が受給設備の一部または全部を施設した後、お客さまがお客さまの都合によって受給開始に至らないで電気受給契約を廃止もしくは変更する場合、または 30（電気

受給契約の解約) にもとづき当社が電気受給契約を解約する場合で、当社または送配電事業者がその受給設備を利用して電気受給をしないときは、当社は、託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者を支払うべき金額を、お客さまから申し受けます。なお、送配電事業者が実際に受給設備の工事を行なわなかった場合であっても、送配電事業者が測量監督等に費用を要し、その費用を当社に請求した場合は、当社はその全額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ 系統連系の要件等

37 電気受給にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまは、お客さまの本発電設備等と送配電事業者の電力系統との系統連系にあたり、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、送配電等業務指針、系統連系技術要件〔託送供給等約款別冊〕、系統アクセス検討に関する通達その他、監督官庁、業界団体または送配電事業者が定める系統連系に係る業務の取扱いや技術要件に関する規定等、および次の事項を遵守するものとします。
- (2) お客さまは、お客さまの本発電設備等と送配電事業者の電力系統との系統連系を行なう場合は、電力品質の面で他のお客さまに悪影響を及ぼさないこととし、また、人身安全および設備保全の面で電気作業員の安全確保、送配電事業者の受給設備または他のお客さまの設備の保全に悪影響を生じさせないものとします。なお、当社または送配電事業者が必要であると認める場合には、当社または送配電事業者は、お客さまの負担で送配電事業者の受給設備を変更できるものとします。
- (3) 系統連系された送配電事業者の電力系統に事故が発生した場合には、お客さまは、お客さまの本発電設備等を送配電事業者の電力系統から即時に解列するものとします。
- (4) お客さまは、お客さまの本発電設備等の設置場所内の事故時には、送配電事業者の電力系統への波及が起こらないように適切に処置するものとします。
- (5) お客さまは、お客さまの保護装置の整定にあたっては、送配電事業者の受給設備の保護と協調を図るものとします。
- (6) お客さまは、お客さまの保護装置の整定値等を、必要に応じて当社または送配電事業者に提示するものとします。なお、当社または送配電事業者は、試験時には当社または送配電事業者が必要と認める場合に立会いを行いません。
- (7) お客さまは、お客さまの本発電設備等から送配電事業者の電力系統への逆潮流等により生じる送配電事業者の低圧配電系統の常時電圧変動が、 101 ± 6 ボルト、 202 ± 20 ボルト内になるように自動電圧調整装置等を設置するものとします。
- (8) お客さまは、計量地点における力率を、常に当社の電力系統から見て遅れ 85 パーセント以上とするとともに、送配電事業者の電力系統から見て進み力率にならない状態を保つものとします。また、系統連系後、実測等により更に対策が必要と当社または送配電事業者が判断した場合には、お客さまは、対策を実施するものとします。
- (9) お客さまがインバータを用いた本発電設備等を設置する場合には、お客さまは、本発電設備等からの高調波流出電流を、本発電設備等の交流定格電流に対し、総合電流歪み率 5 パーセント以下、各次電流歪み率 3 パーセント以下に抑制するものとします。
- (10) 当社または送配電事業者の作業時または緊急時に送配電事業者の電力系統を停止する場合等、お客さまの本発電設備等の解列が必要と当社または送配電事業者が判断する

場合には、お客さまは、お客さまの本発電設備等を確実に解列するものとします。

- (11) お客さまは、お客さまの本発電設備等の事故発生時または緊急時には、当社または送配電事業者迅速かつ的確な情報連絡および復旧をするものとします。
- (12) お客さまは、お客さまの本発電設備等を系統連系するに際し、必要となる単線結線図等の技術資料を当社または送配電事業者提出するものとします。
- (13) お客さまは、当社または送配電事業者が必要と判断した場合、受給開始に先立ち、受給電力を遮断する開閉器の操作方法等について、別途申合書を当社または送配電事業者と締結するものとします。
- (14) お客さまは、当社または送配電事業者が必要と判断した場合、本発電設備等の発電電力量等を記録した受発電日誌等を当社または送配電事業者提出するものとします。
- (15) お客さまは、当社または送配電事業者が必要と判断した場合、本発電設備等の発電計画を当社または送配電事業者提出するものとします。

38 連系保護装置の整定

- (1) 当社または送配電事業者は、次の場合には、お客さまと協議のうえ、連系保護装置の整定値を決定します。
 - イ お客さまが系統連系にかかわる本発電設備または併設設備の設置等を行なう場合
 - ロ 電気需給契約における契約電力または発電出力の変更等により、整定値を変更する必要がある場合
 - ハ 受給設備の変更等により整定値を変更する必要がある場合
- (2) お客さまは、(1)にもとづき本発電設備および併設設備の連系保護装置の整定を実施するものとします。また、当社または送配電事業者が求めた場合は、お客さまは、お客さまの責任と負担において、連系保護装置の性能試験を行なうものとし、その試験結果をすみやかに当社または送配電事業者書面により提出するものとします。
- (3) 当社または送配電事業者は、お客さまが(1)または(2)により受けた損害について賠償の責めを負いません。

IX 保 安

39 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまは、すみやかにその旨を当社または送配電事業者に通知するものとします。この場合には、送配電事業者は、託送供給等約款等にもとづき適当な処置をします。

イ 引込線、計量装置等その本発電設備等の設置場所内の送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがある場合

ロ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが送配電事業者の受給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

(2) お客さまは、お客さまが送配電事業者の受給設備または計量装置に直接影響を及ぼすような本発電設備もしくは併設設備の設置、変更または修繕工事をする場合は、その内容を当社または送配電事業者に通知するものとします。また、本発電設備もしくは併設設備の設置、変更または修繕工事をした後、その本発電設備または併設設備が送配電事業者の受給設備または計量装置に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または送配電事業者に通知するものとします。これらの場合において、当社または送配電事業者が保安上必要があると認めた場合、お客さまは、当社または送配電事業者の指示にもとづきその内容を変更するものとします。

X そ の 他

40 電気受給契約に関する情報の取扱い

お客さまは、当社がお客さまの本発電設備からの受給電力量およびお客さまに支払った料金等、電気受給契約に関する事項について、再エネ特措法等にもとづき国、費用負担調整機関または指定入札機関に開示することをあらかじめ承諾するものとします。

41 発電バランシンググループの設定

当社は、託送供給等約款等の定めにより発電バランシンググループ（以下「発電 BG」といいます。）を設定し、お客さまの本発電設備を、原則として、当社の発電 BG に属させたいうで、発電計画の作成等託送供給等約款等にもとづく手続きを行いません。

42 非化石価値の帰属

本発電設備にて発電される再生可能エネルギー電気の非化石価値は、原則として、電気受給に伴い、当社にすべて帰属するものといたします。

なお、非化石価値を当社に帰属させるにあたり、お客さまは、必要に応じて当社に協力するものといたします。

43 発電記録等の提出

当社は、41(発電バランシンググループの設定)にともなう手続きを行なうにあたり、必要に応じてお客さまに本発電設備および併設設備の発電記録、点検記録等の提出を求めることができるものとします。この場合、お客さまは、当社が必要とする情報ならびに本発電設備および併設設備の運転に関する記録を当社に提供するものとします。

44 専属的合意管轄裁判所

電気受給契約にかかわる訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

45 反社会的勢力の排除

(1) お客さまは、電気受給契約の成立時および将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。

(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わない

ことを表明していただきます。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ その他前各号に準ずる行為

(3) 当社は、お客さまが(1)または(2)に違反した場合、お客さまに対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに電気受給契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものいたします。

附則

1 実施期日

この約款は 2019 年 11 月 1 日から実施します。

別紙

1 スミリンでんき

(1) 適用範囲

この約款の適用対象となるすべてのお客さまに適用いたします。

(2) 料金

料金は、その1か月の受給電力量にもとづきイによって算定された金額および郵送手数料の合計といたします。

イ 電力量料金

1キロワット時につき 11円00銭（消費税等相当額を含みます。）

ロ 受給電力量の郵送

受給電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき100円（税抜）の郵送手数料をお支払いいただきます。

太陽光発電設備からの
電力受給(買取)契約要綱
(スミリンでんき)

2019年11月1日実施

株式会社ファミリーネット・ジャパン

I	総則	1
1	適用	1
2	この要綱の変更等	2
3	定義	2
4	単位および端数処理	3
5	実施細目	3
II	契約の申込み	4
6	受給契約の申込み	4
7	受給契約の成立および契約期間	4
8	電気方式、周波数等	4
9	受給契約の単位	4
10	電力受給の開始	4
11	電力受給にともなう発電者の協力	5
12	承諾の限界	5
III	料金の算定および支払	6
13	料金	6
14	料金の適用開始の時期	6
15	料金の算定期間	6
16	受給電力量の算定等	6
17	料金の支払い	7
IV	電力受給	8
18	適正契約の保持	8
19	太陽光発電設備の設置場所への立入りによる業務の実施	8
20	電力受給の停止、制限または中止	8
21	損害賠償等	8
22	設備の賠償	9
V	受給契約の変更および終了	10
23	受給契約の変更	10
24	名義の変更	10
25	受給契約の廃止	10
26	受給契約の解除・解約等	11
27	受給契約消滅後の債権債務関係	12
VI	受電方法、工事および工事費の負担	13
28	受電方法および工事	13
29	工事費負担金等相当額の申受け等	13
VII	保安	14

30	保安に対する発電者の協力	14
VIII	その他	15
31	発電者に係る個人情報の利用	15
32	発電バランスグループの設定	15
33	発電記録等の提出	15
34	反社会的勢力の排除	15
35	契約締結のお知らせの交付	16
36	管轄裁判所	16
附則	17
1	この要綱の実施期日	17

I 総則

1 適用

- (1) この太陽光発電設備からの電力受給(買取)契約要綱(スミリンでんき)(以下、「この要綱」といいます。)は、一般送配電事業者との接続供給契約における需要者または一般送配電事業者と電気需給契約を締結している者等が、一般送配電事業者(以下、「当該一般送配電事業者」といいます。)が維持および運用する供給設備に太陽光発電設備を連系し、自ら消費する電力を除いた電力(当該太陽光発電設備から発生する電気に限るものとし、以下、「受給電力」といいます。)を、当社が当該一般送配電事業者と締結する発電量調整供給契約(当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。))にもとづく契約とします。)における発電者(以下、「発電者」といいます。)として、当社に供給し、当社がこれを受電する場合の契約(以下、「受給契約」といいます。)は、当社が受給した電力の環境価値について、すべて当社に帰属するものとしたします。)の条件を定めたものです。

この要綱は、原則として、下表の地域に適用いたします。

ただし、電気事業法(昭和39年法律第170号、その後の改正を含みます。以下、同じとします。)第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。

北海道電力管内	北海道
東北電力管内	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県 福島県、新潟県
東京電力パワーグリッド管内	山梨県、静岡県(富士川以東)
中部電力管内	愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、 三重県(一部を除きます。)、 静岡県(富士川以西)、長野県
北陸電力管内	富山県、石川県、福井県(一部を除きます。)、岐阜県の一部
関西電力管内	福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国電力管内	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力管内	徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。)、 愛媛県(一部を除きます。)

九州電力管内	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県 宮崎県、鹿児島県
--------	---------------------------------

- (2) 受給契約は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 28 年法律第 59 号、その後の改正を含みます。以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)に基づく、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取期間を満了した余剰電力を対象とし、買取期間を満了していない余剰電力は、対象外といたします。

2 この要綱の変更等

当社は、次の場合に限り、この要綱を変更することがあります。この場合は、料金その他の受給契約の条件は、契約期間満了前であっても、変更後の太陽光発電設備からの電力受給(買取)契約要綱(スマリンでんき)によります。

- (1) 託送約款等の変更または再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等の制定もしくは改廃により変更が必要な場合。
- (2) この要綱の適用対象が変更となる場合。
- (3) 当該一般送配電事業者の系統連系の要件等技術的な事項または受給契約にかかる手続きもしくは運用上の取り扱いについて変更が必要な場合

3 定義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 太陽光発電設備
太陽光を電気に変換する設備およびその附属設備をいいます。
- (2) 電力受給
この要綱に定める規定にしたがい、発電者が当社に受給電力を供給し、当社がこれを受電することをいいます。
- (3) 受電地点
当社が、電力受給にかかる受給電力を発電者から受電する地点をいい、託送約款等における受電地点にかかる規定に準ずるものといたします。
- (4) 受給電力量
受電地点において、当社が発電者から受電する電力受給にかかる太陽光電気の電力量をいいます。
- (5) 発電出力
発電者が太陽光発電設備で発電できる最大電力をいいます。
具体的には、当該太陽光発電設備の公称最大出力またはインバータの定格出力

のいずれか小さい方とします。

(6) 消費税等相当額

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号、その後の改正を含みます。)の規定により課される消費税および地方税法(昭和 25 年法律第 226 号、その後の改正を含みます。)の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(7) 連系

発電設備を当該一般送配電事業者が維持および運用する電力系統に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。

(8) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしがい、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等で定める調達価格および調達期間を条件として電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達を行なう仕組みをいいます。

4 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 発電出力の単位は、0.1 キロワットとし、その端数は、切り捨てます。
- (2) 受給電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における金額の合計の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この要綱の実施上必要な細目事項およびこの要綱に定めのない特別な事項は、この要綱の趣旨に則り、そのつど発電者と当社との協議によって定めます。なお、発電者は、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、発電者との協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者と協議をしていただく必要があります。

II 契約の申込み

6 受給契約の申込み

(1) 発電者は、原則として、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって受給契約の申込みをするものとします。ただし、軽易な内容のものについては、当社は、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。この場合であっても、発電者は、当社の求めに応じて、後日、当社所定の様式による申込みをするものとします。

- イ 設置場所(受電地点特定番号を含みます。)
- ロ 太陽光発電設備の概要
- ハ 電気受給契約等の内容
- ニ 受給開始希望日
- ホ 料金の振込先口座等の必要事項
- ヘ その他当社が確認を必要とする事項

7 受給契約の成立および契約期間

- (1) 受給契約は、発電者の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
- イ 契約期間は、受給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までを最低の単位といたします。
 - ロ 契約期間満了日の 3 ヶ月前に先だって発電者または当社から別段の意思表示がない場合は、受給契約は、1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

8 電気方式、周波数等

電気方式、周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、次のとおりといたします。

- (1) 発電者が一般送配電事業者との接続供給契約に属している場合は、その接続供給契約と同一といたします。
- (2) 発電者が当社、または一般送配電事業者と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約と同一といたします。

9 受給契約の単位

当社は、原則として、1 発電場所につき 1 受給契約を結びます。

10 電力受給の開始

- (1) 当社は、発電者の受給契約の申込みを承諾したときには、発電者に対し受給開始日を通知します。(電気受給開始予定日は当社が電気受給申込書を受領した日から起算して、3週間から2ヶ月後に到来する最初の検針日としますが、実際の電気受給開始日は、当社がお客さまに契約成立後お知らせする日となります。)その後、受給準備その他必要な手続きを経たのち、受給開始日に電力受給を開始いたします。
- なお、発電者または当社は、受給開始日を変更する必要がある場合、原則として、受給開始日より前に相手方に通知したうえで、協議によりこれを変更することができるものいたします。この場合、発電者および当社は、合理的な理由なく当該変更を拒絶、留保または遅延しないものいたしますが、相手方に対し、必要な説明および資料の提示ならびに協議を求めることができるものいたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた受給開始日による電力受給を開始できないことが明らかになった場合には、あらかじめ発電者、および一般送配電事業者と協議のうえ、受給開始日を定めて電力受給を開始いたします。

11 電力受給にともなう発電者の協力

- (1) 当社は、発電者に、託送約款等における発電者に関する事項を遵守していただきます。
- (2) 当社は、託送約款等にもとづき、当社が電力受給を制限または中止するために必要な措置を講ずることを求められた場合は、発電者に当該措置を講じていただきます。

12 承諾の限界

当社は、次のいずれかに該当する場合に限り、受給契約の申込みをお断りすることがあります。また、天候や用地交渉その他やむをえない事情により、発電者からの申込み内容の全部を承諾することが困難な場合は、工事設計内容の変更を含む善後策について、発電者と協議するものいたします。

- (1) 電気事業法第17条第4項に定める「正当な理由」がある場合
- (2) 同一発電場所において、複数の受給契約にかかる申込みが行われたことにより、当社が、受給契約の申込みの承諾が困難と判断した場合
- (3) (1)、(2)以外の受給契約の申込みについて、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の状況、用地事情、発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、当社はその申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

III 料金の算定および支払

13 料金

料金は、料金の算定期間を「1月」として、その1月の受給電力量に対し、当社が別に定める「太陽光からの電力購入単価(スマリンでんき)」を乗じてえた金額といたします。

なお、上記単価には環境価値相当額を含むものといたします。

また、関係法令等の改正およびその他の事情により、当社は、「太陽光からの電力購入単価(スマリンでんき)」および算定方法を変更する場合があります。この場合、その変更の実施期日以降の料金は、変更後の「太陽光からの電力購入単価(スマリンでんき)」および算定方法によるものといたします。

14 料金の適用開始の時期

料金は、受給開始の日から適用いたします。

15 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等(以下「計量期間等」といいます。)といたします。ただし、電力受給を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

16 受給電力量の算定等

- (1) 受給電力量は、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量された値を15(料金の算定期間)(ただし、発電者が受電地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から受給契約終了日までの期間といたします。)において合計した値といたします。
- (2) 受給電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、託送約款等にもとづき、原則として、当該一般送配電事業者が選定し、かつ、当該一般送配電事業者の所有とし、当該一般送配電事業者で取り付けるものといたします。また、当社は、その工事費について当該一般送配電事業者から請求を受けた場合は、その工事費に相当する金額を発電者から申し受けます。
- (3) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果をすみやかに発電者にお知らせいたします。
- (4) 計量器の故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、受給電力量は託送約款等に定めるところにより、発電者との協議によって定めます。
- (5) 法令により受給電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える

場合で、その工事費について当該一般送配電事業者から請求を受けたときは、当社は、その工事費に相当する金額を発電者から申し受けます。

17 料金の支払い

- (1) 当社が発電者に料金を支払う期日(以下、「支払期日」といいます。)は、以下のとおりといたします。
 - イ 原則として、受給開始日の属する算定期間を1月目とし、12月目までの算定期間の料金を12月目の算定期間の翌月末日(銀行法第15条第1項に規定する休日に該当する場合、または当社の年末年始休業日に該当する場合は、前営業日とします)までに支払われるものとし、以降同様に12ヶ月に1回支払期日が到来するものいたします。
 - ロ 支払月において、一般送配電事業者から発電者の受給電力量の値を当社が受領できなかった場合、もしくは一般送配電事業者から受領した発電者の受給電力量の値の欠損等により受領した日に当社が料金の算定ができなかった場合は、当該料金は当社が一般送配電事業者から発電者の受給電力量の値を受領した日が属する月、もしくは一般送配電事業者から受領した発電者の受給電力量の値の欠損が解消され、当社で料金の算定が可能となった日が属する月の翌月の末日までに支払われるものいたします。
- (2) 料金の支払は、当社がお客様の指定する金融機関口座に払込みを実施したときになされたものいたします。
- (3) 当社は、当社の責めとなる理由により、料金を支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日(同日を含みます。)から起算して料金の支払日(同日を含みます。)に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、民法(明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。)所定の割合による遅延損害金を当社から発電者に支払うものいたします。この場合、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、発電者の責めに帰すべき事由による場合については、この限りではないものいたします。

IV 電力受給

18 適正契約の保持

当社が、太陽光発電設備もしくは併設設備が電力受給契約に定めた内容に反する状態となっているものと判断した場合には、発電者は、当社の求めにしたがい、すみやかに電力受給契約を適正なものに変更するために必要な手続きを行なうものとします。

19 太陽光発電設備の設置場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて太陽光発電設備の設置場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (1) 不正な電力受給を防止するために必要な発電者の太陽光発電設備および併設設備の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この要綱によって、受給契約の成立、変更または終了等に必要な業務
- (3) 当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

20 電力受給の停止、制限または中止

- (1) 当社は、当社との電気需給契約、当該一般送配電事業者との電気需給契約もしくは接続供給契約、または託送約款等にもとづく契約の契約上の債務不履行により、電気の供給または託送約款等にもとづく託送供給等を停止する場合には、電力受給を停止いたします。
- (2) 託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が、電力受給を制限または中止することができます。

21 損害賠償等

- (1) 発電者または当社が、この電力受給にともない、その相手方または第三者に対し、自らの責めに帰すべき事由により損害(直接かつ現実に生じた損害に限ります。以下、同じとします。)を与えた場合、賠償の責めを負うものとします。
- (2) 当社または発電者が 10(電力受給の開始)(2)にもとづき受給開始日を変更した場合には、当社は発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 20(電力受給の停止、制限または中止)によって当該一般送配電事業者が電力受給を制限または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は発電者の受けた損害についての賠償および受給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (4) 20(電力受給の停止、制限または中止)(1)によって電力受給を停止した場合また

は 26(受給契約の解除・解約等)によって受給契約を解除した場合には、当社は、発電者の受けた損害についての賠償および受給契約に係る債務の履行の責めを負いません。

- (5) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害についての賠償および受給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (6) 発電者の発電設備の電圧上昇制御機能等の動作によって受給電力量が減少した場合には、当社は、その減少した受給電力量について補償の責めを負いません。

22 設備の賠償

発電者は、自らの責めに帰すべき理由により、当社、または当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

V 受給契約の変更および終了

23 受給契約の変更

- (1) 次のいずれかに該当する場合、発電者は、その時期を明らかにし、その旨を当社に申し出るものとします。
 - イ 発電者が太陽光発電設備または併設設備の全部または一部を変更する場合
 - ロ 発電者が太陽光発電設備または併設設備の制御方法を変更する場合
 - ハ 発電者が太陽光発電設備または併設設備の配線形態を変更する場合
- (2) 当社が、発電者から(1)の申し出を受け、受給契約の変更が必要と判断する場合は、発電者は、II(契約の申込み)の規定に準じ、すみやかに受給契約の変更に必要な手続きを行うものとします。
- (3) 発電者が当社に対して(1)に定める変更の申し出を行わなかった場合、または(2)に定める手続きを行わなかった場合には、当社は、当社が合理的と判断する時期から変更があったものとみなし、当社が定める方法で料金の精算を行うことができるものとします。

24 名義の変更

- (1) 相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで当社への電気の供給を行っていた発電者の当社に対する電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力受給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。
- (2) (1)の受給契約の申込みについて、新たな発電者が、この要綱の 34(反社会的勢力の排除)に定める暴力団等に該当する場合、および暴力団等と関係を有する場合を除き、承諾いたします。
- (3) 発電者が受給契約の変更を希望される場合は、II(契約の申込み)に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

25 受給契約の廃止

- (1) 発電者が受給契約を廃止しようとする場合は、廃止期日を定めて当社に通知していただきます。ただし、発電者が当社に通知をせず、他の小売電気事業者に受給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合、当該通知をもって発電者の終了通知として取扱います。
- (2) 受給契約は、26(受給契約の解除・解約等)の場合を除き、発電者が当社に通知された廃止期日または、電力広域的運営推進機関から通知がされた廃止期日に消滅いたします。ただし、当社が発電者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受け

た場合は、通知を受けた日に受給契約が消滅したものといたします。

- (3) 26(受給契約の解除・解約等)によって、当社が受給契約を解約した場合は、解約日に受給契約は消滅するものといたします。

26 受給契約の解除・解約等

- (1) 当社は、次の場合には、受給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、当社は、その旨を発電者にお知らせいたします。

- イ 20(電力受給の停止、制限または中止)(1)によって電力受給を停止された発電者が当社の定めた期日(当社が解約の原因となる事実の是正を求めた時点から起算され、その際に是正を求める期間を通知いたします。以下、「当社の定めた期日」といいます。)までにその理由となった事実を解消されない場合
- ロ 発電者が次のいずれかに該当する場合で、当社の定めた期日までにその事実が解消されないとき。
- (イ) 16(受給電力量の算定等)(2)または 29(工事費負担金等相当額の申受け等)(1)に定める債務を受給契約成立後 1 月以内に支払われない場合
- (ロ) (イ)以外のこの要綱によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合
- (ハ) 他の受給契約(既に消滅しているものを含みます。)によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合
- (ニ) 19(太陽光発電設備の設置場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社または当該一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- (ホ) 11(電力受給にともなう発電者の協力)によって必要となる措置を講じられない場合
- (ヘ) 特段の理由なく受給電力を当社に供給開始しない場合
- (ト) その他発電者がこの要綱に反した場合
- ハ 当社が、小売電気事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより当該小売電気事業を廃止する場合
- (2) 発電者が 25(受給契約の廃止)(1)による通知をされずに、その発電場所を移転される等、当社に電気を供給されていないことが明らかな場合には、電気を供給されていないことが明らかになった日に受給契約は消滅するものといたします。
- (3) お客さまからの申し出により、お客さまが当社との契約期間満了以前に受給契約を解約される場合、またはお客さまの責めとなる理由により当社が受給契約を解除または解約する場合においても、違約金をお客さまより申し受けることはございません。

27 受給契約消滅後の債権債務関係

受給契約期間中の料金その他の債権債務は、受給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 受電方法、工事および工事費の負担

28 受電方法および工事

当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して発電者が受給電力を当社に供給し、当社がこれを受電する方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

29 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、電力受給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者の負担で施設し、または取り付けることとされている次の設備等については、原則として発電者の負担で施設し、または取り付けていただきます。
 - イ 発電者の太陽光発電設備から当該一般送配電事業者の系統への逆潮流等により生じる当該一般送配電事業者の低圧配電系統の常時電圧変動が 101 ± 6 ボルト、202 ± 20 ボルト内になるようにするための自動電圧調整装置等（自動電圧調整装置等の動作にともない、発電者の太陽光発電設備の出力が抑制される場合があります。）
 - ロ その他当該一般送配電事業者が求める設備等

VII 保安

30 保安に対する発電者の協力

- (1) 次の場合には、発電者からすみやかにその旨を当社、または当該一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社、または当該一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
- イ 引込線、計量装置等その太陽光発電設備の設置場所内の当社、または当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 発電者が、発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
- (2) 発電者が当該一般送配電事業者の受給設備または計量装置に直接影響を及ぼすような太陽光発電設備もしくは併設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。また、太陽光発電設備もしくは併設備の設置、変更または修繕工事をされた後、その太陽光発電設備もしくは併設備が当該一般送配電事業者の受給設備または計量装置に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、発電者にその内容の変更をしていただくことがあります。

VIII その他

31 発電者に係る個人情報の利用

- (1) 当社は、発電者の氏名、名称、電話番号、住所、契約種別等、支払状況、電力受給状況等の情報(発電者を識別できる情報をいいます。以下「発電者に係る個人情報」といいます。)の取扱いに関する指針として個人情報保護方針を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) 当社は、発電者に係る個人情報について、今後の電気受給業務その他関連する業務の健全な運営または発電者の利便性向上等を目的として、個人情報保護方針に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。
- (3) 前項の定めによるほか、当社は、発電者に係る個人情報について、個人情報保護方針に定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

32 発電バランシンググループの設定

当社は、託送約款等の定めにより発電バランシンググループ(以下、「発電 BG」といいます。)を設定し、発電者の太陽光発電設備を、原則として、当社の発電 BG に属させたうえで、発電計画の作成等、託送約款等にもとづく手続きを行います。

33 発電記録等の提出

当社は、32(発電バランシンググループの設定)にともなう手続きを行うにあたり、必要に応じて発電者に太陽光発電設備および併設設備の発電記録、点検記録等の提出を求めることができるものとします。この場合、発電者は、当社が必要とする情報ならびに太陽光発電設備および併設設備の運転に関する記録を当社に提供するものとします。

34 反社会的勢力の排除

- (1) 当社および発電者は、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
 - イ 自ら又は自らの役員もしくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)であること。
 - ロ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ニ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

- 的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- ホ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ヘ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) 当社および発電者は、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証します。
- イ 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為。
- ロ 相手方の名誉や信用等を毀損する行為。
- ハ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為。
- ニ その他これらに準ずる行為。
- (3) 当社または発電者は、相手方が前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、契約解除の意思を書面(電子メール等の電磁的方法を含む。)で通知の上、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をした相手方は、解除権を行使した他方当事者に対し、当該解除に基づく損害賠償を請求することはできない。
- (4) 前項に定める解除は、解除権を行使した当事者による他方当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

35 契約締結のお知らせの交付

発電者と当社との間で受給契約が成立した場合、この要綱等、当該契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社ウェブサイト上に掲載する方法その他当社が適切と考える方法により発電者に交付するものとし、発電者はこの点に同意するものとします。当該契約に関する受給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

36 管轄裁判所

この要綱または受給契約について紛争が生じた場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、これを東京地方裁判所とします。

附則

1 この要綱の実施期日

この要綱は、2019年11月1日から実施いたします。

太陽光からの電力購入単価 (スミリンでんき)

2019年11月1日実施

株式会社ファミリーネット・ジャパン

太陽光からの電力購入単価

1 契約種別

この太陽光からの電力購入単価(スマリンでんき)(以下、「この単価」といいます。)の対象となる契約種別は、次のとおりといたします。

スマリンでんき

2 対象となるお客さま

- (1) この単価は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、次のいずれかに該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この単価とともに、当社が別途定める太陽光発電設備からの電力受給(買取)契約要綱(スマリンでんき)(以下、「契約要綱」といいます。)が適用されます。契約要綱に定めのある事項について、この単価に定めがある場合は、この単価が優先して適用されるものといたします。また、この単価において別途定義されている用語を除き、この単価で用いられる用語は、契約要綱で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。
 - イ 住友林業株式会社が建築する戸建住宅の入居者であること。
 - ロ 住友林業ホームテック株式会社が太陽光を設置した戸建住宅の入居者であること。
- (2) 受給契約の申込みの前後にかかわらず、前項各号のいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は受給契約の申込みをお断りし、または成立した受給契約を契約要綱 26(受給契約の解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものといたします。

3 買取条件の変更

- (1) 託送約款等の変更または法令・条例・規則等の制定または改廃により契約要綱の変更が必要な場合、消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより契約要綱の変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、この単価を変更することがございます。この場合、当社は、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することといたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、買取料金その他の買取条件は、変更後の太陽光からの電力購入単価(スマリンでんき)によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の内容を記載した

書面を交付いたします。

- (2) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、お客さまには変更された税率にもとづいて買取料金をお支払するものといたします。
- (3) この単価の変更にともない、当社が、変更の際の買取条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行うことについて、受給契約の申込みをもって承諾していただいたものといたします。
- イ 買取条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
- ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに受電地点特定番号を記載いたします。
- ハ 上記にかかわらず、この単価の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の受給契約の実質的な変更をとまなわなない内容である場合には、買取条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことといたします。

4 購入料金

太陽光発電からの電力購入料金は、契約要綱 15 に定める算定期間を「1 月」として、その 1 月の受給電力量に対し、以下の購入単価を乗じて得た金額といたします。

(単価は消費税等相当額を含む)

購入単価(1 キロワット時につき)	11 円 00 銭
-------------------	-----------

附則(実施期日)

この単価は、2019年11月1日から実施いたします。